

4.2.5. 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

1) 学校・病院の配置の状況

対象区域における環境の保全についての配慮が特に必要な施設(学校、図書館、病院、社会福祉施設等)は、表 4.2-11 及び表 4.2-12 に示すとおりです。また、その位置は図 4.2-7 及び図 4.2-8 に示すとおりです。

都市計画対象道路事業実施区域には、鈴鹿市で病院 1 施設が存在しています。なお、亀山市には都市計画対象道路事業実施区域に該当施設は存在しません。

表 4.2-11(1) 学校、図書館の配置の状況

番号	区分	名称	所在地
1	学校	飯野小学校	鈴鹿市
2		国府小学校	
3		明生小学校	
4		清和小学校	
5		牧田小学校	
6		庄野小学校	
7		井田川小学校	
8		加佐登小学校	
9		庄内小学校	
10		石薬師小学校	
11		河曲小学校	
12		神戸小学校	
13		玉垣小学校	
14		桜島小学校	
15		一ノ宮小学校	
16		野登小学校	亀山市
17		亀山西小学校	
18		亀山東小学校	
19		井田川小学校	
20		川崎小学校	四日市市
21		河原田小学校	
22	中学校	千代崎中学校	鈴鹿市
23		創徳中学校	
24		平田野中学校	
25		白鳥中学校	
26		鈴鹿中学校	
27		神戸中学校	
28		中部中学校	亀山市
29		亀山中学校	

出典：「学校名簿」（平成 30 年度、三重県教育委員会）

鈴鹿市ホームページ

亀山市ホームページ

四日市市ホームページ

表 4.2-11(2) 学校、図書館の配置の状況

番号	区分	名称	所在地
30	高校	鈴鹿高校	鈴鹿市
31		神戸高校	
32		石薬師高校	
33		飯野高校	
34		亀山高校	亀山市
35		四日市農芸高校	四日市市
36	大学・高等専門学校	鈴鹿医療科学大学	鈴鹿市
37		鈴鹿工業高等専門学校	
38	特別支援学校	杉の子特別支援学校	
39		杉の子特別支援学校石薬師分校	
40	幼稚園	第二さくら幼稚園	
41		道伯幼稚園	
42		国府幼稚園	
43		加佐登幼稚園	
44		すずか幼稚園	
45		神戸幼稚園	
46		一ノ宮幼稚園	
47		飯野幼稚園	
48		玉垣幼稚園	
49		亀山幼稚園	
50		亀山東幼稚園	
51		みずきが丘道伯幼稚園	
52		みずほ台幼稚園	
53		井田川幼稚園	
54	図書館	鈴鹿市立図書館	鈴鹿市
55		亀山市立図書館	亀山市

出典：「学校名簿」（平成30年度、三重県教育委員会）

鈴鹿市ホームページ

亀山市ホームページ

四日市市ホームページ

表 4.2-12(1) 病院・福祉施設の配置の状況

番号	区分	名称	所在地	
1	病院	高木病院	鈴鹿市	
2		村瀬病院		
3		三重県厚生農業協同組合連合会鈴鹿中央総合病院		
4		医療法人誠仁会 塩川病院		
5		鈴鹿回生病院		
6		独立行政法人国立病院機構鈴鹿病院		
7		鈴鹿さくら病院		
8		田中病院		
9		亀山市立医療センター		亀山市
10		亀山回生病院		
11	医療型障害児入所施設	独立行政法人国立病院機構鈴鹿病院	鈴鹿市	
12	児童館	鈴鹿市一ノ宮団地児童センター		
13		鈴鹿市玉垣児童センター		
14		亀山市立亀山児童センター	亀山市	
15	児童遊園	甲斐児童遊園	鈴鹿市	
16	児童福祉施設 保育所	牧田保育所		
17		ひので保育園		
18		梅檀保育園		
19		白鳩保育園		
20		庄内青い鳥保育園		
21		深伊沢保育所		
22		第2石薬師保育園		
23		石薬師保育園		
24		トーマスぼーや保育園		
25		竹野の森こども園		
26		算所保育所		
27		ハートピア保育園		
28		西条保育所		
29		あかつき保育園		
30		野町保育園		
31		サラナ保育園		
32		玉垣保育所		
33		ぐみの木ほいくえん		
34		神戸保育所		
35		高岡法輪保育園		
36	河曲保育所			
37	一ノ宮保育所			
38	かもめ保育園			
39	神辺保育園	亀山市		
40	亀山愛児園			
41	第三愛護園			
42	第一愛護園			
43	第二愛護園			

出典：「三重県内の病院一覧」（平成30年7月、三重県健康福祉部）

「三重県社会福祉施設等名簿」（平成30年4月、三重県健康福祉部）

表 4.2-12(2) 病院・福祉施設の配置の状況

番号	区分	名称	所在地
44	児童福祉施設 保育所	なのはな保育園	亀山市
45		和田保育園	
46		野登ルンビニ園	
47		川崎南保育園	
48		川崎愛児園	
49		内部保育園	
50		河原田保育園	
51	養護老人ホーム	南山	鈴鹿市
52		清和の里	亀山市
53	特別養護老人ホーム	かがやきの杜 鈴鹿	鈴鹿市
54		ひまわり苑	
55		かなしょうず園	
56		鈴鹿聖十字の家	
57		桜の森白子ホーム	
58		野村きぼう苑	
59		安全の里	
60		亀山愛の里	
61		南部陽光苑	四日市市
62	軽費老人ホーム・ケアハウス	サンハイム鈴鹿	鈴鹿市
63		ソレイユ	
64	老人(高齢者)福祉施設 有料老人ホーム	第2きらきらの里	鈴鹿市
65		ナチュラルハウス	
66		達人の館	
67		憩いの家「うさぎの森」	
68		有料老人ホーム国府の里	
69		そんぼの家鈴鹿	
70		みっかいち	
71		有料老人ホーム万寿	
72		さと和の家鈴鹿	
73		介護付有料老人ホームメディカルヴィラはなみずき	
74	亀山市	れんげの里おいな苑かめやま	亀山市
75		ファミニュー亀山	
76		グループリビング亀山	
77		住宅型有料老人ホーム アスプラン亀山	
78	介護老人保健施設	介護老人保健施設 ひまわり	鈴鹿市
79		介護老人保健施設パークヒルズ高塚	
80		介護老人保健施設 鈴の丘	
81		介護老人保健施設アルテハイム鈴鹿	
82		亀山老人保健施設	
83		介護老人保健施設 老健クローバー	四日市市

出典：「三重県内の病院一覧」（平成30年7月、三重県健康福祉部）

「三重県社会福祉施設等名簿」（平成30年4月、三重県健康福祉部）

表 4.2-12(3) 病院・福祉施設の配置の状況

番号	区分	名称	所在地
84	老人(高齢者)福祉施設 認知症対応型共同生活介護施設	鈴鹿インター(株)さつきの里グループホーム	鈴鹿市
85		グループホーム うの花	
86		色えんぴつ鈴鹿	
87		グループホーム 太陽の家	
88		グループホーム 愛すみよし苑	
89		グループホーム かなしょうず園	
90		グループホーム悠久の里	
91		グループホーム楽家生	
92		グループホーム マリンの家	
93		グループホームひまわりの家	
94		愛の家グループホーム国府	亀山市
95		グループホームあおぞら	
96		グループホーム小春日和	
97		グループホーム 花しょうぶ苑	
98		グループホーム 宝寿の郷	
99		うさぎ亀山 グループホーム	
100		愛の家グループホーム 亀山	
101		グループホーム白鳥	
102		グループホームなごみ亀山	
103		グループホームゆう河原田	
104	生活介護施設(障害者支援施設)	障害者支援施設しらさぎ園	鈴鹿市
105		鈴鹿和順学園	
106		和順寮	
107	生活介護施設	和順木田デイサービスセンター和来	
108	療養介護施設	独立行政法人国立病院機構鈴鹿病院	
109	生活介護施設	独立行政法人国立病院機構鈴鹿病院	
110		ハッピータウン農場と福祉工房	
111		障害者生活介護センター鈴鹿けやき苑	
112		特定非営利活動法人コスモス	
113		ブナの森すずかパートナー	
114		すずかぜ	
115		つくしの家	
116	サクラサクラ障がい者デイサービスセンター	亀山市	
117	共同生活援助施設	グリーンハイツ しらさぎ	鈴鹿市
118		和順みずしの寮	
119		CH・GH ブナの森すずか	
120		さくらさくらホームみずほ台	
121		グループホームきれい亀山栗の木ヴィレッジ	亀山市
122	就労移行支援施設	さくらさくら商会	亀山市

出典：「三重県内の病院一覧」（平成30年7月、三重県健康福祉部）

「三重県社会福祉施設等名簿」（平成30年4月、三重県健康福祉部）

表 4.2-12(4) 病院・福祉施設の配置の状況

番号	区分	名称	所在地
123	就労継続支援施設(A型)	きらら	鈴鹿市
124		アネラ鈴鹿	
125		ミルト鈴鹿	
126		ワークショップ鈴鹿	
127		ワークショップ鈴鹿II	亀山市
128		つばさ亀山	
129		ファームなごみ	
130	就労継続支援施設(B型)	ハッピータウン農場と福祉工房	鈴鹿市
131		特定非営利活動法人コスモス	
132		ステップワークすずのね	
133		特定非営利活動法人なごみ	
134		就労継続支援B型事業所 天使の輪	
135		みどりの家 算所	
136		かざみどり	亀山市
137		さくらさくら商会鈴鹿	
138		つくしの家	
139		特定非営利活動法人夢想会夢想工房	
140		さくらさくら商会	
141		さくらさくら商会鈴鹿羽若	
142	すみれ		
143	児童発達支援施設	独立行政法人国立病院機構鈴鹿病院	鈴鹿市
144		児童デイサービスこよし会	
145		鈴鹿市療育センター	
146		児童デイサービスはなびら	
147		わかば鈴鹿	
148		子ども・子育てサポートセンターまなび舎	
149		鈴鹿市療育センター	
150		独立行政法人国立病院機構鈴鹿病院	
151	児童デイサービスこよし会	鈴鹿市	
152	わかば鈴鹿		
153	放課後等デイサービスセンター 鈴鹿清寿苑		
154	放課後等デイサービスセンターわか		
155	児童デイサービスはなびら		

出典：「三重県内の病院一覧」（平成30年7月、三重県健康福祉部）

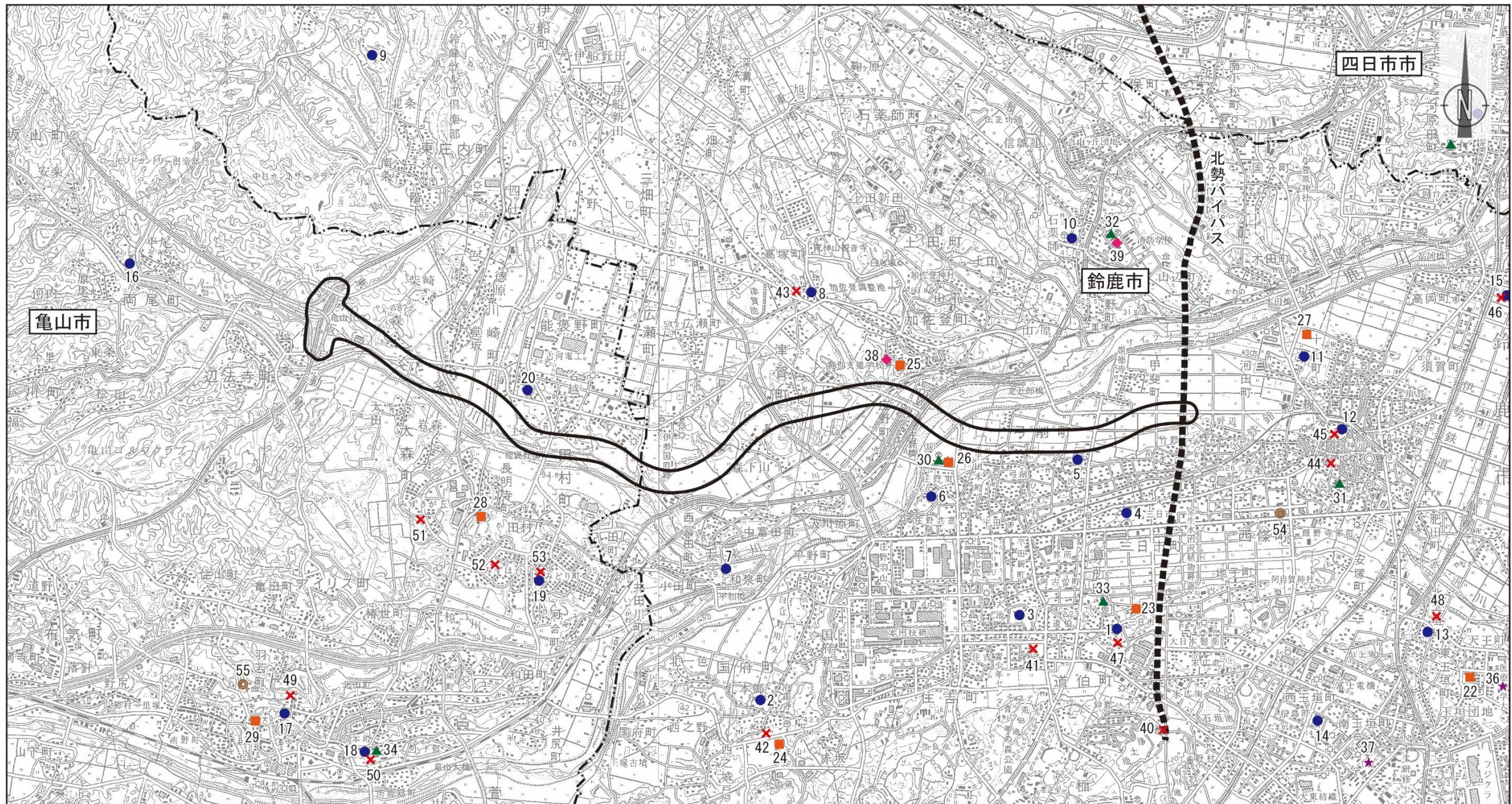
「三重県社会福祉施設等名簿」（平成30年4月、三重県健康福祉部）

表 4.2-12(5) 病院・福祉施設の配置の状況

番号	区分	名称	所在地
156	障害児通所支援事業所	放課後等デイサービス	鈴鹿市
157		エンジョイプレイランド	
158		放課後等デイサービスすだち	
159		子ども・子育てサポートセンターまなび舎	亀山市
160		放課後等デイサービスわかば亀山	

出典：「三重県内の病院一覧」（平成 30 年 7 月、三重県健康福祉部）

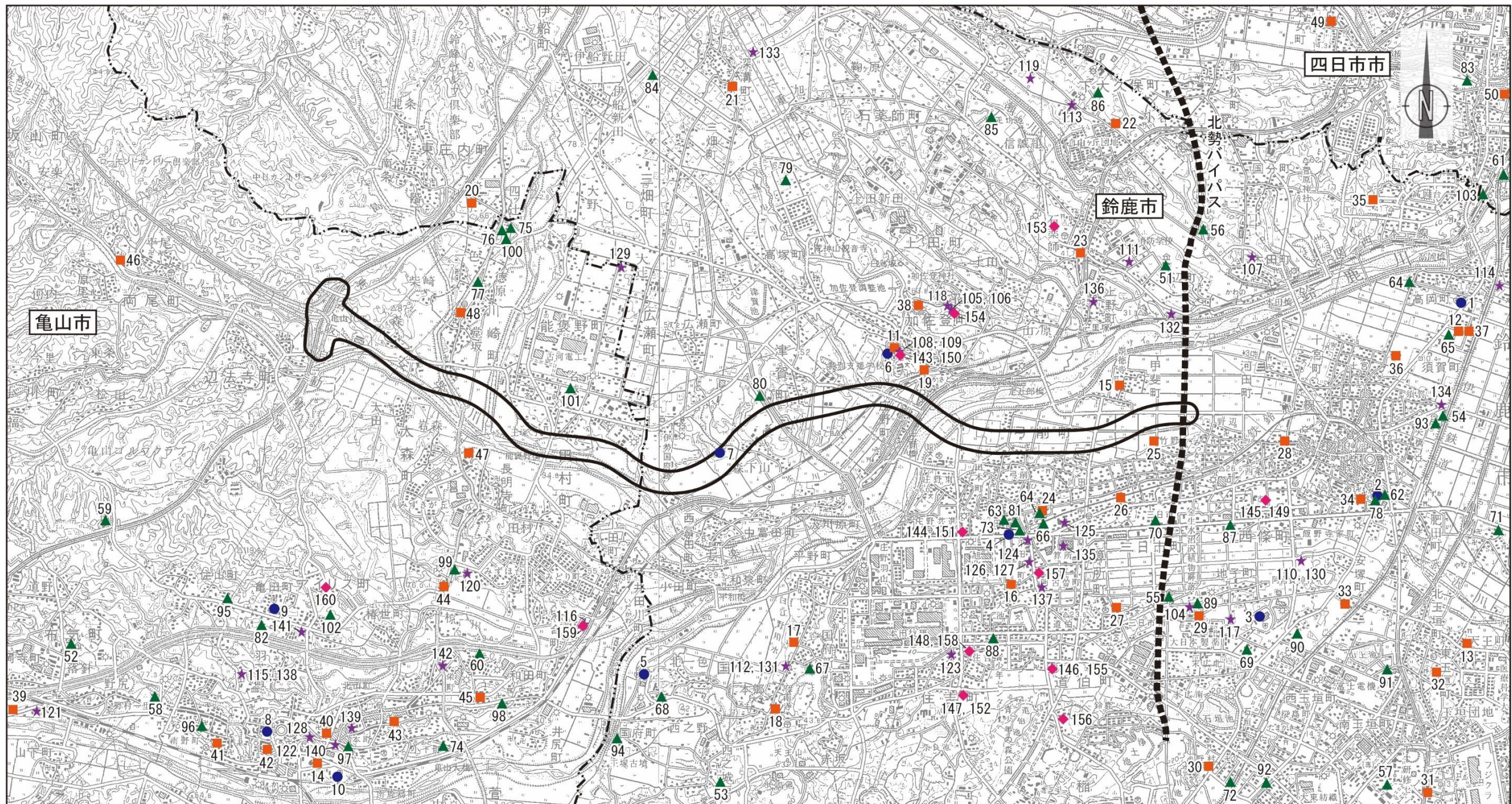
「三重県社会福祉施設等名簿」（平成 30 年 4 月、三重県健康福祉部）



凡 例	
記号	名 称
●	小学校
■	中学校
▲	高校
★	大学・高等専門学校
◆	特別支援学校
×	幼稚園
◎	図書館
〇	都市計画対象道路事業実施区域

出典：「学校名簿」（平成28年度、三重県教育委員会）
 鈴鹿市ホームページ
 亀山市ホームページ
 四日市市ホームページ

図番号	図 4.2-7
図名	環境の保全について配慮が必要な施設位置図（学校・図書館）
S = 1:50,000 	



凡例	
記号	名称
●	病院
■	児童福祉施設
▲	老人（高齢者）福祉施設
★	障害福祉サービス事業所
◆	障害児通所支援事業所
○	都市計画対象道路事業実施区域

出典：「三重県内の病院一覧」（平成30年7月、三重県健康福祉部）
「三重県社会福祉施設等名簿」（平成30年4月1日現在、三重県健康福祉部）

図番号	図 4.2-8
図名	環境の保全について配慮が必要な施設位置図（病院・福祉施設）
S = 1:50,000 0 500 1000 1500m	

2) 住宅の配置の概況

対象区域における人口集中地区(DID)の状況は、図 4.2-9 に示すとおりです。

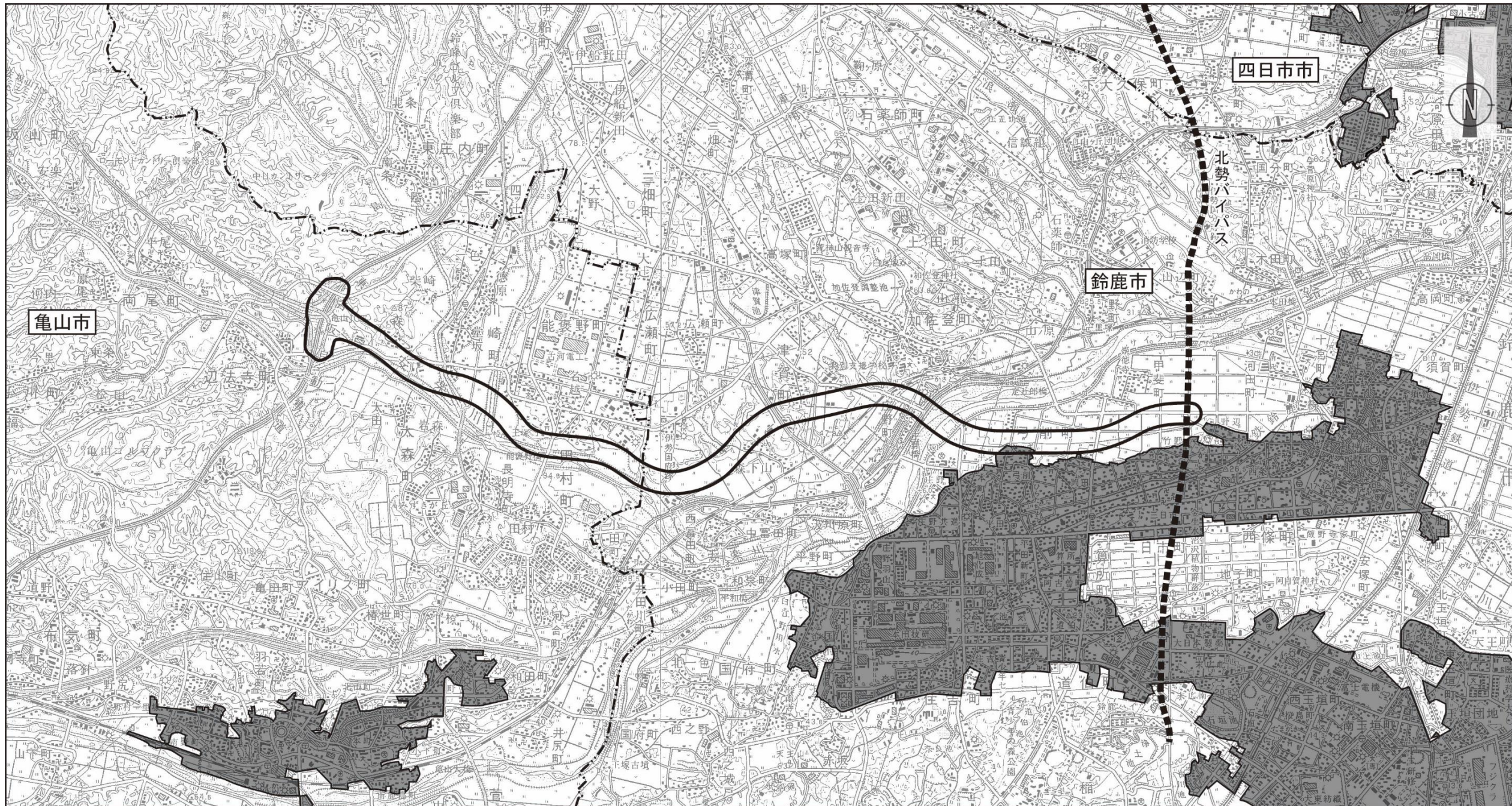
鈴鹿市においては、沿岸から鈴鹿川に至る地帯に市街地が形成されています。

また、亀山市においては、JR 亀山駅周辺及び JR 井田川駅周辺において市街地が形成されています。

都市計画対象道路事業実施区域は、鈴鹿市の人口集中地区の北側を東西に並行するように通過します。

3) 将来の住宅地の面整備計画の状況

対象区域において、将来の住宅地の面整備計画はありません。



凡例	
記号	名称
	DID地区
	都市計画対象道路事業実施区域

出典：「平成 27 年度国勢調査」（総務省統計局）

図番号	図 4.2-9
図名	人口集中地区（DID）の状況
<p>S = 1:50,000</p>	

4.2.6. 下水道の整備の状況

対象市における生活排水処理施設の整備状況は、表 4.2-13 に、対象区域における下水道整備区域は、図 4.2-10 に示すとおりです。

生活排水処理施設の整備率は、鈴鹿市が 92.6%、亀山市が 88.0%であり、三重県全体の整備率(84.4%)と比べると、鈴鹿市、亀山市共に高くなっています。

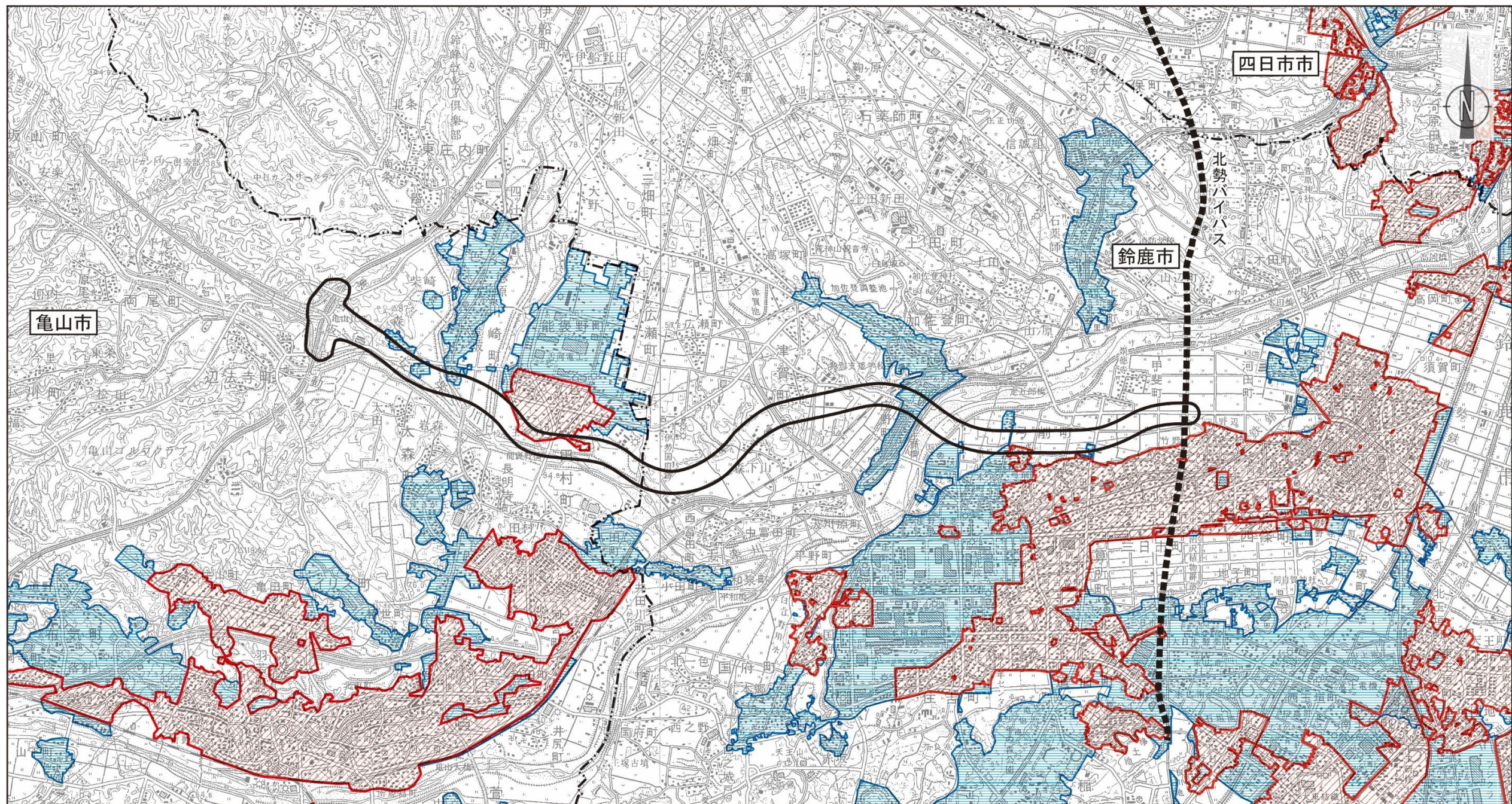
対象市は、三重県流域別下水道整備総合計画に基づく 3 流域 6 処理区の中の、北勢沿岸流域下水道南部処理区に属します。

対象市には浄化センターはなく、四日市市に設置されている南部浄化センターにおいて処理されています。

表 4.2-13 生活排水処理施設の整備状況(平成 29 年度末)


項目 行政区分	行政区域 人口 (人)	下水道 (人)	その他の 集合処理 施設 (人)	集合処理 施設合計 (人)	個別処理 施設合計 (人)	生活排水 処理施設 整備人口 合計 (人)	生活排水 処理施設 の整備率 (%)
鈴鹿市	200,435	113,130	18,116	131,246	54,408	185,654	92.6
亀山市	49,599	25,993	8,512	34,505	9,142	43,647	88.0
三重県	1,827,210	978,573	103,612	1,082,185	459,549	1,541,734	84.4

出典：「平成 31 年刊三重県統計書」(平成 31 年 3 月、三重県)



凡 例	
記号	名称
	既供用区域
	計画区域
	都市計画対象道路事業実施区域

出典：「鈴鹿市公共下水道供用開始区域図」（鈴鹿市上下水道局ホームページ）
「公共下水道事業整備計画 整備計画図」（亀山市ホームページ）
「下水道供用開始予定区域図（公共下水道）」（四日市市上下水道局ホームページ）

図番号	図 4.2-10
図名	下水道整備区域図
S = 1:50,000 	

4.2.7. 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

1) 大気汚染防止法第五条の二第一項の規定により定められた指定地域

対象区域には、「大気汚染防止法」(昭和43年6月10日法律第97号、最終改正：平成29年6月2日法律第45号)第5条の2第1項に規定する指定地域はありません。

2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第六条第一項及び第八条第一項の規定により定められた窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域

「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成4年6月3日法律第70号、最終改正：令和元年5月24日法律第14号)第6条第1項の規定に基づき、同法施行令(平成4年11月26日政令第365号、最終改正：平成23年3月30日政令第53号)で定める窒素酸化物対策地域、及び同法第8条第1項の規定に基づき、同法施行令で定める粒子状物質対策地域として、鈴鹿市が指定されています。

鈴鹿市を含む三重県内の対策地域では、「三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」が定められています。

計画の内容は、表4.2-14に示すとおりです。

表 4.2-14 自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画

計画の期間	平成25年3月～令和3年3月			
計画の対象地域	四日市市、桑名市(旧多度町を除く)、鈴鹿市、木曽岬町、朝日町、川越町			
目標値	総量の区分		窒素酸化物 排出量(t/年)	粒子状物質 排出量(t/年) 注)
	平成21年度 (現状)	① 対策地域内における事業活動その他の人の活動に伴って発生し、大気中に排出される総量[1号総量]	16,757	2,270
		② ①のうちの自動車排出総量[2号総量]	5,233	303
	平成27年度 (中間目標)	③ ⑤の達成に向け平成27年度までに達成すべき総量	15,185	2,182
		④ ③のうちの自動車排出総量	3,756	220
	平成32年度 (目標年度)	⑤ 対策地域内において、大気環境基準を達成するため、事業活動その他の人の活動に伴って発生し、大気中に排出できる総量[3号総量]	14,157	2,123
		⑥ ⑤のうちの自動車排出総量[4号総量]	2,787	163
	<small>出典：「次期三重県総量削減計画策定委託業務報告書」、 「平成23年度総量削減対策の在り方検討業務報告書」(環境省) ※1 1～4号総量は、窒素酸化物にあつては自動車NOx・PM法第7条第2項第1～4号、粒子状物質にあつては自動車NOx・PM法第9条第2項第1～4号にそれぞれ規定される量を表しています。 ※2 表2-1の②、④、⑥の自動車排出総量の算定は、「平成20年度自動車排出ガス原単位及び総量検討調査」(環境省)を基に算定したものです。 注) 環境省調査では、浮遊粒子状物質について目標年度である平成32年度において対策地域全体で環境基準を超過している箇所はないと予測されましたので、必要削減量はゼロと考えています。このため、今回示しました目標量は、更なる施策実施によるものではなく、これまで実施している対策である自動車排出ガス単体規制などで削減を見込んだ排出量(一次粒子のみ)を参考までに示しています。</small>			

出典：「三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」
(平成25年3月、三重県)

3) 幹線道路の沿道の整備に関する法律第五条第一項の規定により指定された沿道整備道路

対象区域には、「幹線道路の沿道の整備に関する法律」(昭和 55 年 5 月 1 日法律第 34 号、最終改正：平成 29 年 5 月 12 日法律第 26 号)第 5 条第 1 項の規定に基づく沿道整備道路の指定はありません。

4) 自然公園法第五条第一項の規定により指定された国立公園、同条第二項の規定により指定された国定公園又は同法第七十二条の規定により指定された都道府県立自然公園の区域

対象区域には、表 4.2-15、図 4.2-11 に示すとおり、「自然公園法」(昭和 32 年 6 月 1 日法律第 161 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号)第 72 条の規定により指定された県立自然公園が 1 箇所(伊勢の海県立自然公園)あります。

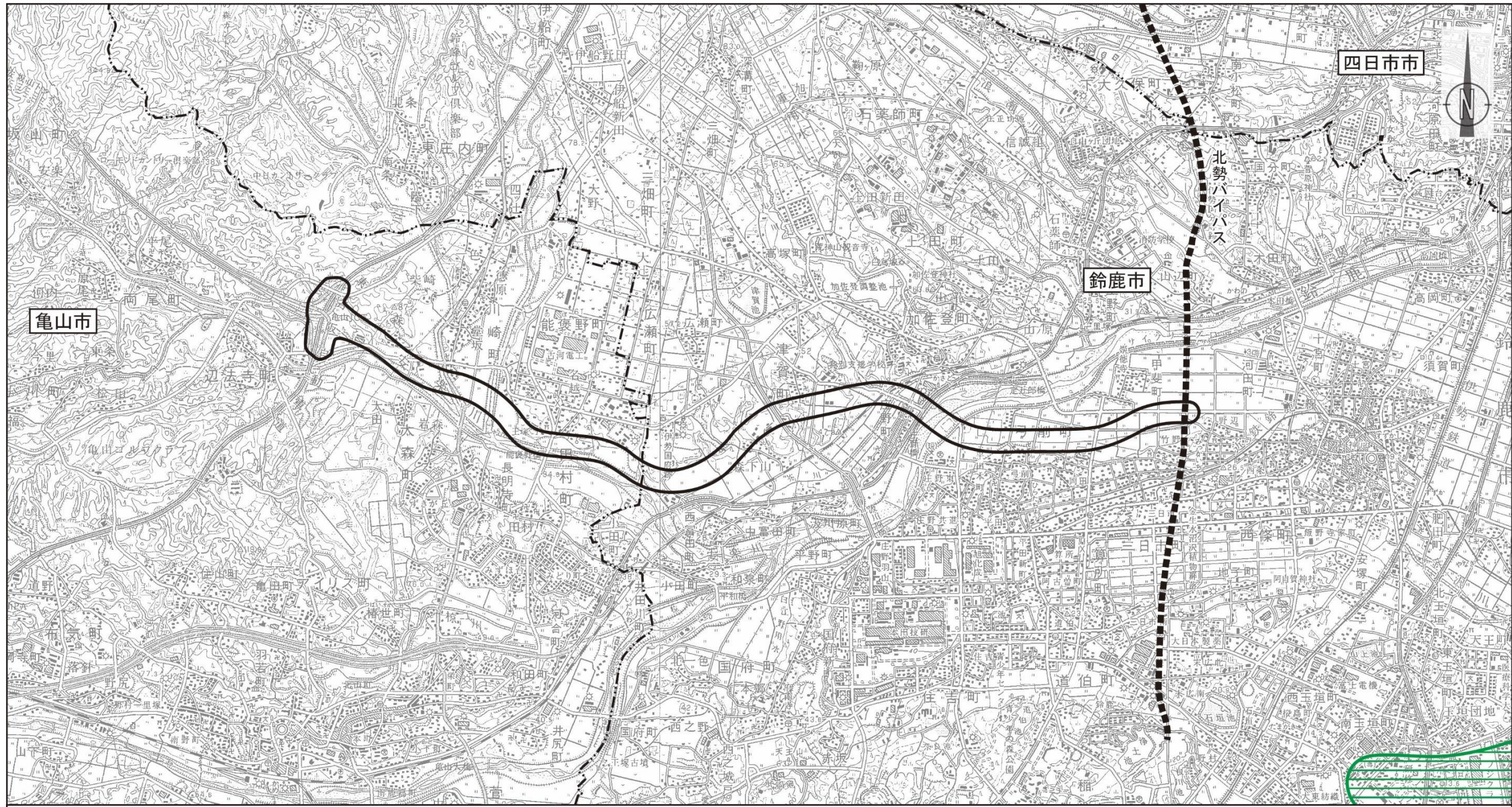
表 4.2-15 自然公園一覧

公園名	指定年月日	関係市町	公園面積	公園の特色
伊勢の海県立自然公園	S28.10.1	津市、鈴鹿市	782ha	千代崎海岸、鼓ヶ浦、阿漕浦、御殿場海岸、香良洲海岸

出典：「平成 30 年版三重県環境白書」(平成 30 年 10 月、三重県)


5) 自然環境保全法第十四条第一項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第二十二條第一項の規定により指定された自然環境保全地域又は同法第四十五條第一項の規定により指定された都道府県立自然環境保全地域

対象区域には、「自然環境保全法」(昭和 47 年 6 月 22 日法律第 85 号、最終改正：平成 31 年 4 月 26 日法律第 20 号)第 14 条第 1 項の規定に基づく原生自然環境保全地域、同法第 22 条第 1 項の規定に基づく自然環境保全地域及び同法第 45 条第 1 項の規定に基づく県立自然環境保全地域の指定はありません。



凡例		
記号	分類	名称
	自然公園	伊勢の海
	都市計画対象道路事業実施区域	

出典：「三重県自然公園図」（平成 27 年 12 月、三重県）

図番号	図 4.2-11
図名	県立自然公園位置図
S = 1:50,000 	

6) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条二の世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域

対象区域には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(平成4年9月28日条約第7号)第11条2の世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域はありません。

7) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律第五条第一項の規定により指定された近郊緑地保全区域

対象区域には、「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」(昭和42年7月31日法律第103号、最終改正：平成29年5月12日法律第26号)第5条第1項の規定により指定された近郊緑地保全区域はありません。

8) 都市緑地法第五条第一項の規定により指定された緑地保全地域又は同法第十二条第一項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域

対象区域には、「都市緑地法」(昭和48年9月1日法律第72号、最終改正：平成30年6月27日法律第67号)第5条第1項の規定により指定された緑地保全地域及び同法第12条第1項の規定により指定された特別緑地保全地区はありません。

9) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十六条第一項の規定により指定された生息地等保護区の区域

対象区域には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日法律第75号、最終改正：令和元年6月14日法律第37号)第36条第1項の規定に基づく生息地等保護区はありません。

10) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項の規定により指定された鳥獣保護区の区域

対象区域には「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成14年7月12日法律第88号、最終改正：平成27年3月31日法律第2号)第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区が4箇所あり、表4.2-16、図4.2-12に示すとおりです。

都市計画対象道路事業実施区域には、亀山市東部鳥獣保護区が存在します。

表 4.2-16 鳥獣保護区一覧


番号	名称	面積
1	亀山市東部鳥獣保護区	1,770 ha
2	鈴鹿市加佐登鳥獣保護区	303 ha
3	鈴鹿鳥獣保護区	1,548 ha
4	四日市市泊山鳥獣保護区	598 ha

出典：「平成30年度 三重県鳥獣保護区等位置図」
(平成30年、三重県)



凡例		
記号	番号	名称
	1	亀山市東部鳥獣保護区
	2	鈴鹿市加佐登鳥獣保護区
	3	鈴鹿鳥獣保護区
	4	四日市市泊山鳥獣保護区
		都市計画対象道路事業実施区域

出典：「平成 30 年度 三重県鳥獣保護区等位置図」（平成 30 年、三重県）

図番号	図 4.2-12
図名	鳥獣保護区位置図
<p>S = 1:50,000</p> 	

11) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条一の規定により指定された湿地の区域

対象区域には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(昭和 55 年 9 月 22 日条約第 28 号、最終改正：平成 6 年 4 月 29 日条約第 1 号)第 2 条 1 の規定により指定された湿地はありません。

12) 文化財保護法に基づく史跡・旧跡、名勝、天然記念物及びこれに準ずるもの

対象区域における文化財の指定、登録、保存及び管理に関する法令及び条例は表 4.2-17 に示すとおりです。

そのうち、対象区域には「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号、最終改正：平成 30 年 6 月 8 日法律第 42 号)第 109 条第 1 項の規定並びに三重県及び各市の条例に基づき指定あるいは登録された史跡・旧跡、名勝、天然記念物及びこれに準ずるもの(以下「史跡及び天然記念物等」という。)があり、その位置等は、表 4.2-18 及び図 4.2-13 に示すとおりです。

都市計画対象道路事業実施区域には、これらの史跡及び天然記念物等のうち、能褒野王塚古墳が存在します。

表 4.2-17 文化財に関する法令、条例

名称	主体	制定年月
文化財保護法	国	昭和 25 年 5 月：法律第 214 号
三重県文化財保護条例	三重県	昭和 32 年 12 月：条例第 72 号
鈴鹿市文化財保護条例	鈴鹿市	昭和 48 年 10 月：条例第 33 号
亀山市文化財保護条例	亀山市	平成 17 年 1 月：条例第 79 号

表 4.2-18 鈴鹿市及び亀山市に所在する史跡及び天然記念物等

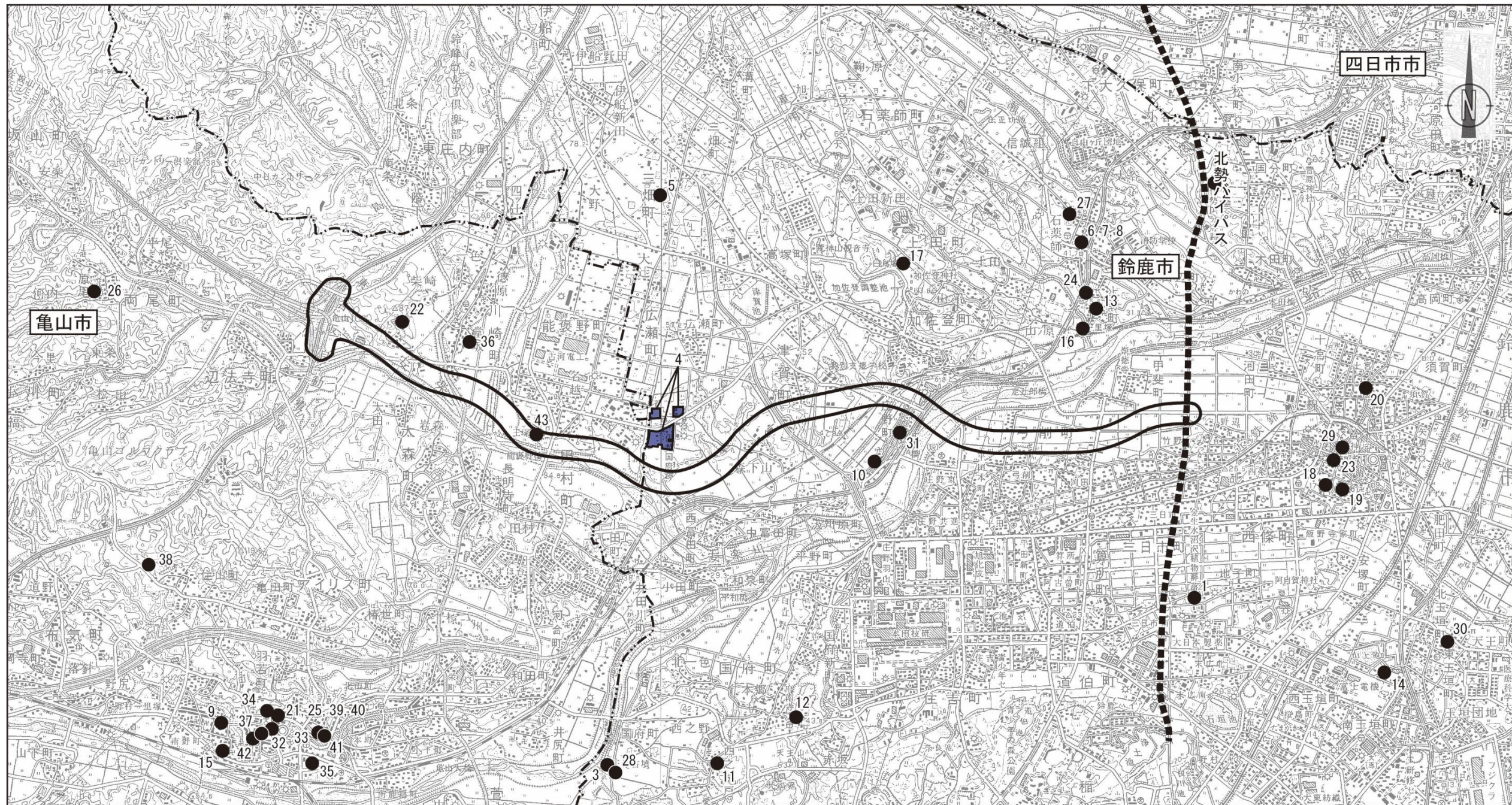
番号	区分	種別	名称	所在地	指定年月日		
1	国指定	天然記念物	<small>かなししょうず</small> 金生水沼沢植物群落	鈴鹿市地子町、西條町	S12. 4. 17		
-				ニホンカモシカ	地域を定めず	S30. 2. 15	
-				ネコギギ	地域を定めず	S52. 7. 2	
2		史跡		伊勢国分寺跡	鈴鹿市国分町	T11. 10. 12	
3				王塚古墳	鈴鹿市国府町	S45. 5. 11	
4				伊勢国府跡	鈴鹿市広瀬町	H14. 3. 19	
5		建造物		旧北伊勢陸軍飛行場掩体	鈴鹿市三畑町	H16. 2. 17	
6				佐佐木信綱生家主屋	鈴鹿市石薬師町字中町	H23. 10. 28	
7				佐佐木信綱生家土蔵	鈴鹿市石薬師町字中町	H23. 10. 28	
8			石薬師文庫閲覧所	鈴鹿市石薬師町字中町	H23. 10. 28		
9			森家住宅主屋	亀山市野村町 807	H23. 3. 18		
10	県指定	天然記念物	川俣神社のスダジイ	鈴鹿市庄野町	S44. 3. 28		
11				西の城戸のヒイラギ	鈴鹿市国府町	S18. 7. 9	
12				アイナシ	鈴鹿市国府町	S47. 4. 1	
13				石薬師の蒲ザクラ	鈴鹿市上野町	S14. 8. 10	
14				地蔵大マツ	鈴鹿市南玉垣町	H8. 3. 7	
15				宗英寺のイチョウ	亀山市南野町	S12. 7. 12	
16		史跡		石薬師の一里塚跡	鈴鹿市上野町	S12. 8. 27	
17				白鳥塚古墳	鈴鹿市石薬師町	H18. 3. 17	
18				神戸城跡	鈴鹿市神戸五丁目	S12. 12. 14	
19				教倫堂跡	鈴鹿市神戸四丁目	S17. 4. 27	
20				神戸の見付	鈴鹿市神戸八丁目 鈴鹿市須賀三丁目	S63. 3. 26	
21				旧亀山城多門櫓	亀山市本丸町 576-1	S28. 5. 7	
22		建造物		峯城跡	亀山市川崎町	S44. 3. 28	
23				書院	鈴鹿市神戸二丁目	S48. 3. 31	
24				石薬師寺薬師堂	鈴鹿市石薬師町	H19. 3. 27	
25				亀山城本丸東南隅櫓 附 鬼瓦	亀山市本丸町 576-1	H27. 3. 5	
26				宗徳寺の層塔	亀山市両尾町	H30. 2. 16	
27		鈴鹿市指定	天然記念物	大木神社の椎の森	鈴鹿市石薬師町	S54. 6. 1	
28			史跡		西の野 5 号墳	鈴鹿市国府町	S49. 11. 25
29					思徳之碑	鈴鹿市神戸二丁目	H21. 1. 22
30			建造物		蓮花寺鐘楼	鈴鹿市東玉垣町	S57. 7. 27
31					旧小林家住宅	鈴鹿市庄野町	H8. 3. 12
32		亀山市指定	天然記念物	池の側松並木	亀山市西丸町 534	S26. 1. 24	
33				法因寺の左巻カヤ	亀山市東町一丁目	S26. 12. 26	
34				亀山神社の神スギ	亀山市西丸町	S34. 12. 8	
35				伊勢屋ソテツ	亀山市東御幸町 63	S63. 1. 28	
36				ナギの木	亀山市川崎町	S40. 12. 25	
37	建造物			加藤家長屋門及び土蔵	亀山市西丸町 545	S25. 12. 1	
38				円福寺経堂	亀山市住山町 660	S26. 8. 24	
39				明治天皇行在所	亀山市本丸町 575	S26. 12. 26	
40				大久保神官邸棟門	亀山市本丸町 574	S30. 2. 19	
41				福泉寺山門	亀山市東町一丁目	H8. 10. 24	
42				旧館家住宅	亀山市西町 410 他	H19. 8. 23	
43			有識者聞き取り		<small>のぼの</small> 能褒野王塚古墳	亀山市田村町女ヶ坂	—

注 1) 番号は図 4.2-13 に対応している。

2) 番号 42 「能褒野王塚古墳」については、法令等による指定はないが、有識者聞き取りの結果から、文化財保護法に基づく史跡・旧跡等に準ずるものと考え記載した。

出典：「鈴鹿市の文化財一覧」（平成 28 年 4 月、鈴鹿市ホームページ）

「亀山市の指定文化財一覧」（平成 30 年 5 月、亀山市ホームページ）



凡 例																	
記号	番号	区分	種別	名称	記号	番号	区分	種別	名称	記号	番号	区分	種別	名称			
●	1	国指定	天然記念物	金生水沼沢植物群落	●	18	県指定	史跡	神戸城跡	●	35	亀山市指定	天然記念物	伊勢屋ソテツ			
	2		史跡	伊勢国分寺跡		19		史跡	教倫堂跡		36		天然記念物	ナギの木			
	3		史跡	王塚古墳		20		史跡	神戸の見付		37		建造物	加藤家長屋門及び土蔵			
4	史跡		伊勢国府跡	21		史跡		旧亀山城多門櫓	38		建造物		円福寺経堂				
■	5	国指定	建造物	旧北伊勢陸軍飛行場掩体	22	県指定	建造物	峯城跡	39	●	都市計画対象道路事業実施区域	○	建造物	明治天皇行在所			
	6		建造物	佐佐木信綱生家主屋	23		建造物	書院	40					建造物	大久保神官邸棟門		
	7		建造物	佐佐木信綱生家土蔵	24		建造物	石薬師寺薬師堂	41					建造物	福泉寺山門		
	8		建造物	石薬師文庫閲覧所	25		建造物	亀山城本丸東南隅櫓附 鬼瓦	42					建造物	旧館家住宅		
	9		建造物	森家住宅主屋	26		天然記念物	宗徳寺の層塔	43					有識者聞き取り	能褒野王塚古墳		
	10		県指定	天然記念物	川俣神社のスタジイ		27	天然記念物	大木神社の椎の森					○	都市計画対象道路事業実施区域	○	出典：「指定文化財一覧表【亀山市】 (平成26年4月1日現在) 「教育要覧2014<教育すずか>」 (平成26年8月、鈴鹿市教育委員会) 「三重の歴史・文化散策マップ」(三重県ホームページ) 「伊勢国府跡19」(平成29年3月、鈴鹿市考古博物館)
	11				天然記念物		西の城戸のヒイラギ	28	史跡								
12	天然記念物	アイナシ			29	鈴鹿市指定	史跡	思徳之碑									
13	天然記念物	石薬師の蒲ザクラ			30	建造物	蓮花寺鐘楼										
14	県指定	天然記念物	地蔵大マツ	31	建造物	旧小林家住宅	○	都市計画対象道路事業実施区域	○								
15			天然記念物	宗英寺のイチョウ	32	天然記念物				池の側松並木							
16			史跡	石薬師の一里塚跡	33	亀山市指定				天然記念物	法因寺の左巻カヤ						
17	史跡	白鳥塚古墳	34	天然記念物	亀山神社の神スギ												

図番号	図 4.2-13
図名	文化財位置図

S = 1:50,000

13) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第四条第一項の規定により指定された歴史的風土保存区域

対象区域には、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」（昭和 41 年 1 月 13 日法律第 1 号、最終改正：平成 23 年 8 月 30 日法律第 105 号）第 4 条第 1 項の規定により指定された歴史的風土保存区域はありません。

14) 都市計画法第八条第一項第七号の規定により定められた風致地区の区域

対象区域には、「都市計画法」（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号、最終改正：平成 30 年 4 月 25 日法律第 22 号）第 8 条第 1 項第 7 号の規定により定められた風致地区はありません。